

長野県廃棄物処理計画（第5期）について

「つくる責任 つかう責任」を意識して循環型社会を実現 ～信州らしい生活様式へ～

概要版



世界を変えるための17の目標



SDGsのゴール12「つくる責任 つかう責任」は、持続可能な生産消費形態を確保することを目指しています。

第1章 総論

●計画の位置付け

- ①廃棄物処理法に基づく廃棄物処理計画
- ②食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画
- ③環境省通知に基づくごみ処理広域化・集約化計画

●計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

●3つの重点方針

- ・4R（リデュース、リユース、リサイクル、リプレース）の推進
- ・災害廃棄物や新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化などの課題に対しパートナーシップで解決
- ・2050ゼロカーボンに向けた取組

第2章 廃棄物の現状と目標

●長野県の現状

5年連続で1人1日当たりのごみ排出量が少ない都道府県1位！（平成30年度時点）

≪実績≫

区 分		平成30年度
一般廃棄物	総排出量	622千t
	1人1日当たり排出量	811g
産業廃棄物	排出量	4,482千t

≪目標≫

区 分		令和7年度
一般廃棄物	総排出量	583千t
	1人1日当たり排出量	790g
産業廃棄物	排出量	4,482千t

●課題等

- ・一般廃棄物の総排出量は減少傾向にあるが、事業系は横ばい
- ・産業廃棄物の排出量は増加傾向

第3章 各主体の協働と役割

●各主体の役割

〔県 民〕日常生活の行動が大切、発生抑制等に努力、新たな生活様式、エンカル消費の実践

〔事業者等〕自らの責任において適正処理、発生抑制・減量化等に努力、新たな生活様式の後押し

〔市町村等〕一般廃棄物の区域内の発生抑制・適正処理の推進

〔 県 〕産業廃棄物の状況を把握、県内の発生抑制・適正処理の推進

第4章 4R等の推進（4R＝リデュース、リユース、リサイクル、リプレース）

廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進

- ・一般廃棄物の減量化については、信州プラスチックスマート運動「意識して選択」呼び掛け、食品ロス削減の取組を実施
- ・産業廃棄物の減量化については、排出事業者の自主的な発生抑制、環境マネジメントシステム、長野県産業廃棄物3R実践協定等の取組を実施

使用済み製品の再利用（リユース）の推進

- ・信州プラスチックスマート運動「意識して選択」呼び掛けや市町村等のリユースの取組の広報を通じて、リユースの促進
- ・各主体におけるリユースの推進

（例：マイバッグ・マイボトルの持参、消費者がリユースしやすい製品開発、リユースイベントの開催等）

4 R

適正な再生利用（リサイクル）の推進

- ・各種リサイクル法の推進
- ・信州プラスチックスマート運動「分別して回収」呼び掛け
- ・県下10地域振興局に設置するチャレンジ800実行チームによる地域循環圏構築のための取組を実施
- ・廃棄物のエネルギー利用（熱回収）の推進

代替素材への転換（リプレース）の推進

- ・信州プラスチックスマート運動「少しずつ転換」呼び掛け
- ・協力事業者制度への登録を促し、信州ごみげんねっとで紹介するとともに、顕著な実績を上げている団体等の表彰
- ・長野県版エンカル消費の実践等の呼び掛け
- ・制度融資や産学官連携による研究開発・事業展開等の促進

環境教育等の推進

◆環境教育・環境学習等

- ・信州環境カレッジによる学びの提供
- ・キッズISOプログラムによる実践的な環境教育
- ・循環型社会形成推進功労者表彰

◆環境美化活動

- ・きれいな信州環境美化運動、クリーン信州 for ザ・ブルー等

食品ロス削減の推進・・・②

◆食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～

- ・家庭、外食等での食品ロス削減の呼び掛け（例：30・10運動）
- ・食品ロス削減に取り組む店舗等の登録促進

◆未利用食品の提供の呼び掛け

- ・県内事業者や県民に対して、フードバンク活動やフードドライブへ未利用食品提供の呼び掛け、活動支援等

3Rから4Rへ

使い捨てプラスチックの使用を減らしていきましょう

近年国際的な課題となっている気候変動や海洋プラスチックごみ問題に取り組むため、従来の3Rの取組に加え、化石燃料由来プラスチック製品等使用の見直しのほか、持続可能な素材・製品への転換を目指すリプレースも重要です。

このため、プラスチックと賢く付き合う「信州プラスチックスマート運動」を県では始めており、県民へ3つの意識した行動を呼び掛けています。

第5章 廃棄物の適正処理の推進

●廃棄物の適正処理の確保

- ・高齢者等のごみ出し支援、感染症対策のための家庭でのごみの捨て方の周知、manifesto制度の周知、廃棄物条例による適正処理、特定有害産業廃棄物等の適正処理等
- ・災害等緊急時の適正処理体制の確保

●廃棄物の不法投棄等の防止

- ・不法投棄監視連絡員によるパトロール、夜間監視、ドローンによる上空監視、不法投棄ホットラインの設置等

第6章 循環型社会形成のための長期的取組

●処理施設の整備

- ・長野県ごみ処理広域化・集約化計画・・・③
- ・公共関与による施設整備

●地域循環共生圏等の形成

●2050ゼロカーボンに向けた取組

- ・信州プラスチックスマート運動の推進
- ・4Rの推進、使用済太陽光発電設備の適正処理体制構築支援
- ・廃棄物処理施設における未利用エネルギー活用呼び掛け等